

第三話

『神田大下水
小下水類聚』を読む

解説 柳下重雄
協力 西木田 彰
協力 楠林勝一

西木田（解説までの経緯）

この古文書を入手したいきさつを申し上げます。私がたまたまあるとき水道史研究家の堀越正雄さんに江戸の下水道を研究していますと申し上げたら、都立中央図書館に『神田大下水小下水』という本があったから御覧になってはいかがですかと勧められました。そこで早速図書館に参りまして、写真に撮りました。何しろ難解な古文書です。そこで古文書の解説を手掛けられていた柳下さんにお願いたしました。三年ほど前になりましたか。それから柳下さんと私でいろいろ議論しながら解説を進めてまいりました。結論的に言いますと、内容は大変興味深いものでした。ところで柳下さんでも読み解けない文字がありました。そのような文字については楠林さん、水道橋の近くで南陽堂という主に書を扱う

古書店を経営されている方で私の中学校時代の同級生ですが、に指導していただきました。こうして今日その全容が一応明らかになったわけですね。

楠林（解説に携わった感想）

古書店という仕事柄、古文書を見る機会はいわゆるです。そんな事からでしょうか、栗田さんから頼まれてお手伝いしたわけですね。『神田大下水小下水』は、古い時代の学問に裏付けされた文字と違って、大変癖があり、しかもくずしてあるので読み難いものだと思います。それで柳下さんもかなりご苦労されたと思います。一部分読めたものを繋ぎ合わせると意味の箇所も分かかったこともありましたが、まだ不明な来たとあります。門外漢の私ですが、この時代の人々が下水と取り組む姿が面白く楽しく分かって来まして、解説を通して楽しんでいただきました。

柳下（『神田大下水小下水』を読んで）

私が古文書の解説を始めたきっかけは、随分以前から江戸の風俗に興味を持っておりまして、浮世絵を見ているうちにその絵に書いてある文字を読みたいと思うようになったことでした。正直に申しますと枕絵に書かれているせりふが読みたかったのです。ところが勉強しているうちに次第にいろいろな古文書に手を出すようになりました。このような訳で、

私のことが栗田さんのお耳に入ったのでしようか、栗田さんからは非『神田大下水小下水』を読んで欲しいと強い要請があり引き受けました。現在ほぼ全容は分かったのですが、まだ若干分らない文字があります。なにしろ仕事の暇を見て読み進むということ、何時の間にか三年も経ってしまいました。今日こうして皆さんにお話ししなければならぬといふので、改めて解説内容を整理しました。読めない部分もあったのですが、楠林さんに手伝ってもらいました。しかしまだ完全といふわけではありませんが、内容の理解のうえではさほどの支障はないものと思っております。

本題に入る前に一言申し上げたい事があります。下水という言葉にはイメージが良くない所があったようです。私は昭和三十七年下水道局に配属すると申し渡された時、正直に申しまして大変抵抗を感じました。当時下水道局の職員でも下水道局の職員と言われることを嫌がるという傾向がありました。最近はその事はほとんどありません。下水道が普及し、その価値をみんなが認めるようになったからだと思います。それでもなお、一般の人々の間には下水という言葉をはばかるような風潮があるようです。この間、ある上品な奥さんから「トイレを水洗化したいが、どうすればよいのか」という相談を受

けました。「下水は入っていますか」と私が尋ねますと、下水という言葉に大変抵抗を感じたようで、「下水なんて」という言い方をしました。下水道がなければ水洗化は出来ません。私は何時も思うのですが、ガスには石油があり、電気には蠟燭があります。テレビは見なくとも我慢でき、ラジオがあります。電話には代わりに手紙がある。水道は止まれば給水車が来てくれます。しかし下水道が詰まれば何が代わりをするでしょうか。高層住宅の場合には特に困ってしまいます。風呂にも入れない、台所で茶碗も洗えない。まして大小便の用を足すことも出来ない。下水道というのは代わる物のない大事な施設だと思います。そのような大事な仕事なのに嫌がるということとは私としては許せないと思います。そして下水を文化として研究しようとされているこの会の意義に賛同するものです。

さて、本題に入ります。はじめに『神田大下水小下水類聚』の表紙と中の様子を見て下さい（写真一、二）。原本はこのようなものです。原文は癖のある崩した漢文です。これをきちんと漢文に直し、それを現代語訳したわけです。

この本に収録されていた最も古い文書は正徳五年（一七一五年）、最も新しい文書は寛永元年（一八四八年）でした。およそ百三十年あまりに亘る神田

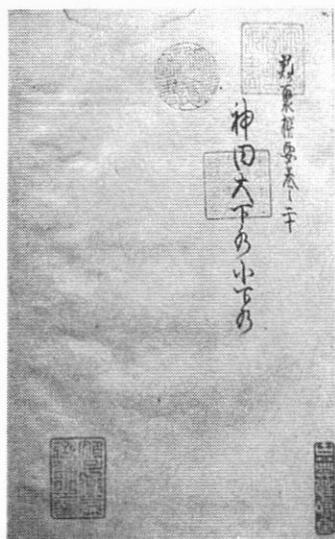


写真-1 類聚撰要卷之二十「神田大下水小下水」の表紙

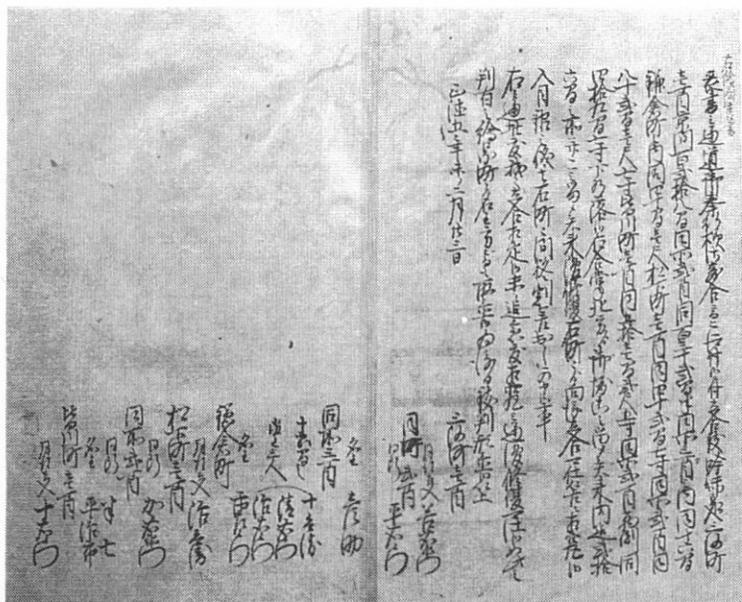


写真-2 同・内容例

地区の下水についての記録だったわけですから。内容を整理しますと、下水浚渫の負担金に関するものが十件、下水の拡張や補修に関するものが三件、下水の浚渫を町奉行、道奉行に報告している報告書が三件、今後町で浚渫をきちんと行う旨の念書が二件、宅地内に下水が入って困るという訴えが一件、下水浚渫の専門請負業者の引き継ぎの文書が一件、下水の管理を町奉行所が行うか道奉行所が行うかを話し合った文書が一件、以上およそ二十件あまりの文書が収められてあります。全文で九十八頁です。今回はこの中から五件を取り上げてお話しします。

標題に大下水・小下水とありますが、大下水は幹線、小下水は枝線とお考え下さい。大下水は樹木で言えば幹ですね。だいたい下水の幅が二間位のものと言うようです。もっとも中には一間程度でも大下水と言われたものもあつたようですが、小下水は幹線以外の下水のことです。

江戸の下水網の骨格は、明歴の大火、一六五七年ですが、以降整備されたようです。明歴の大火以後町の大改造が行われましたが、それと歩調を合わせて下水網も整備されたわけですから。これからお話しする『神田大下水小下水類聚』は、一七一五年以降の記録ですから、整備後の維持管理を主題にしていると考えていただければよいと思います。昔から神田地

区は下水について話題になる所でした。神田、日本橋、京橋辺りは江戸時代から人口密集地域で、下水整備の必要性が高かったわけですから。下水の維持管理も人口が多かったために大変な所でありました。そこでこのような記録が残っているのではないかと思えます。ちなみに明治時代に近代下水道が導入されますが、その最初のものが明治十七年の神田下水です。この事を考えてみましても江戸時代から神田地区は下水に問題があつた事が想像できます。

（以下）の読み方）後出文書について原文と現代語訳を比較対象して読み、その後で補遺を御覧下さい。

文書一―一補遺

原文にはいずれの文書にも帰り点などはありません（柳下による）。道御奉行は、幕府の若年寄の支配に属し、江戸府内の道路、水道を司りました。ここで水道は、上水と下水の両方をさしています。芥とめ矢来は、ごみが下水からストリートに川に流れ出さないように木や竹で組まれた矢来です。松下権兵衛は、道奉行の名前だと思えます。寄り合いというのは、定期的に奉行の役宅に与力や同心、町年寄等が集まって行政の問題について打ち合わせをした

会合のことを言いました。合掌は、下流に向かつて八の字型に開いた芥とめ矢来の一種と考えればよいと思います。ちょうど上から見ると手で合掌をしているように見えるためにそう言うのだらうと思われまゝ。八字型の矢来を幾つも直列に並べて、ごみを引っ掛けたわけです。名主は、町年寄の指揮を受けて支配地内の公務を司つた人で、寄り合いに出席して奉行と打ち合が出来るメンバーの一員です。月行事は「がちぎようじ」と読みます。江戸時代の五人組は、名主同士が五人を組みました。この五人組の代表者を月行事と言いました。

文書一—二補遺

町ごとに何間何尺何寸まで几帳面に測っています。入月銀は入金という意味でも使われたようです。町入用と言ひまして、家持ちの人達が負担する町のための費用とお考え下さい。労働で払う分と貨幣で払う分と二種類あつたようです。間格割というのは、通りに面している間数によって案分するという意味です。

文書二補遺

これは奉行所に出した文書です。そのため大変丁寧になつています。年番名主ですが、名主が集まつて幾つかの組合を作つていました。その組合ごとに年番を決めます。年番になつた名主は、他の名主が

勤めを怠るのを監視するとか、不正を行うのを監督する役割をしました。そのような名主を年番名主と言いました。郡代屋敷は、千住、品川、板橋等江戸近郊の宿村を代々支配した伊奈氏の屋敷でした。伊奈氏は治水関係も司つていたようです。永代橋を架けたり、築地の理立てをしたのもこの伊奈氏だと言われています。御掛合は、談判とか交渉という意味が強いのですが、ここでは連絡するという程度に解するのが妥当だと思います。

この文書は、事務処理について武家に関わるものは武家で処理してほしいという陳情書だと思われまゝです。町方に負担を掛けることがかなり方々であつたように思われます。

文書三補遺

原文では八ヶ年以前と土佐守の間が一字分開いています。これは欠字と言ひまして、高貴な称号が出て来る場合一字ないし二字開けたものなのです。御成御道は、將軍が通る道なので、原文では行の初めに置いています。原文終りから三行目の出銀致候の次に事となりますが、これは当て字で、殊が正しいと思います。古文書ではしばしば当て字が使われることがあります。

文書四補遺

文書三と同じ地区で翌年書かれた文書で、いわば

続きと考えて差し支えない。大伝馬塩町は、前の文書の大伝馬町と同じと意です。「去る八月」とありますが、前の文書は十月の日付です。だからそれ以前から問題を提起していたわけです。返答書の内容は分かりませんが、恐らく費用負担は出来ないという趣旨のものだったと想像されます。枝下水とは本流ではないということ、自分達の下水の本流は別にあるという意味です。原文日付の前の「多分」は「応分」で、「それぞれの町が流している分に応じて」という意味です。

文書五—一補遺

原文の最後の方に点線の四角で囲った空欄がありますが、この部分には強いて読めば「止入候」という文字が書かれてあるようです。しかしこの文字を入れて読みますと、どうしても意味が通じ難くなります。無理して解釈する必要もないので、ここでは敢えて空欄しておくことにしました。

勘定方というのは勘定奉行のことで、幕府の財政、直轄領の民政や訴訟を担当しました。郡代とか代官、川船奉行、普請役元締め等を配下にしていたそうです。従って川も広い意味では勘定奉行が見回っていたことになりました。

名前の連署してある部分にも点線で囲った空欄がありますが、文字が小さく拡大鏡によっても判読で

きませんでした。この文書から当時下水にごみを捨てる人が多かったことが想像出来ます。そうでなければ、下水がごみで埋まるようなことは起こりません。大阪ではお上の命で町内の人達に枝線下水の清掃を役として頻繁に行わせ、大規模な清掃は代金を払って請負者にやらせたようです。川筋旋の十二条に「塵芥を投棄すべからず。土砂留め杭を堅固に立て、これに掛かれる物あれば速やかに除却すべし。」とあり、さらに下水の浚渫をしばしば行うことを規定し、犯す者がある時は町中に科料を命じ、個人罪としては町中より出訴すれば本人を入牢せしむべしと厳しく取締りました。橋上より塵芥を投棄する者あらば、橋詰め両町に於いて捕縛のうえ出訴せよ、これで捕まると牢舎五十日であり、かなりの重罪です。この取締りぶりは下水として見るとかなり異常ですが、四囲の水路が上水の汲み場となっていたからだろうと思われれます。大阪の例を見ても、ごみを捨てる人がかなりいたことが分ります。私達も日常ごみは目の前から見えなくなりさえすればよいと思うことがあります。朝通勤の際などにバス停で煙草を吸っていた人が、吸い殻を下水の樹蓋の格子の隙間へ得意然と捨てるのを案外よく見掛けます。これは下水道としては大変困るわけです。煙草は下水で溶けるとかなりの毒になります。私の住んでいる所

にはまだ下水処理場がありませんから、そのようにして捨てられた吸い殻は川に流れていきます。ガソリンスタンドもありますから、引火すれば事故にも繋がります。昭和三十九年頃、深川で下水管にガスが充満して蕎麦屋さんの厨房にガスが逆流し、冷蔵庫の電気のスパークで引火してマンホールの蓋が吹き飛んだ。不運にもその蓋が通りかかったトラックにあたって事故になりました。

当時も下水に流すと見えなくなって便利だったのでしょうが、結局事故のもとになるわけで、取締りには苦労したようです。

文書五—二補遺

昔の貨幣ですが、銀式分の方は「ぶ」とは読まず「ぶん」と読みます。「ぶ」と読むと金貨の一両式分のような単位と混同しますので、当時は「ぶん」と読んだわけです。銀の場合は十進法で計算してよろしい。一匁が十分、一分が十厘、一厘が十文、一文が十糸。このようにして計算しますと、文書に書かれた金額は間違いありません。

武家方の五十石と町方の一間とは同じ負担になるという計算です。町方の計算結果は、切り上げたような形になっていますが、おおむね正しい値です。当時金一両は、銀六十匁で換算していました。明歴以前は銀五十匁でした。ただ相場は動いていたよう

ですが、おおむねの換算レートは当時は六十匁でした。このレートで換算すると金二十一両になります。文書の最後、三人づつ名前が括弧で書かれてあります。これは千支の順になっていて、この順で年番を決めたという事です。ただ名前をよく吟味すると、かなり先の所はきちんと決められていたわけではな

文書五—三補遺

この文書は、請負人が定済いを請け負う際の請書です。仕事の方法や約束が事細かに書かれてあります。

討議論

稲桶垣場　どの文書も合理的で無理のない内容だと思えます。しかも大変子細に書いてあり、民度が高いという印象を受けました。住民が物凄く下水に関心を持っており、また持たざるを得ない仕組になっていたのではないかと思えました。幕府の下水管理の巧みに驚きました。

そこで柳下さんのこの文書類にたいするご感想を改めてお聞かせ下さい。それから当時の下水管理と現代のそれとの相違点をお教え下さい。

柳下　私もこれらの文書が大変細かい所まで記述してあり、綿密に慎重に管理をしていたと思えました。当時も下水が宅地の中を流れていて困っているとか下水の上に家屋が張り出して困っているとかいろいろな問題があつて、奉行所からいろいろなお触れが出ていたようです。下水が滞つては困るといふ点から、役所も住民も協力して対策を立て、管理していました。いい加減な、中途半端な管理はしていなかったわけです。現在でも下水の不法占拠等同じような問題が起こっています。自分の利害という意味では昔も今も同じようなものだとは思いますが、現在はやはり共同という意識は薄らいで、役所に押し付ける傾向が強くなっているのではないかと思ひ

ます。

曙野口　武家方と町方でそれぞれ費用を負担しあつていたわけですが、それぞれの人口の割合はどの程度だったのでしょうか。

柳下　敷地の割合では半々程度、人口ですと町人が七割程度の方ですね。町方は狭い所にぎつちりと住んでいたわけで、人口密度が高い、一方武家は広い敷地に住んでいたわけですね。ですから負担割合は、町方は町毎に、武家は一軒毎とせざるを得なかつたのでしょうか。

西木田　面積ですが、私の記憶では武家地が六割、寺社地と町方が半々位。ですから町方の面積は二割だったと思われれます。もつともこれは江戸全体での割合で、神田辺りは町方の面積の方が大きいようです。

藤森森林　七月と十二月に負担金を集めているわけですが、この点には理由があるのですか。

柳下　多分、盆と暮の二回という、いわゆる当時の決算期に合わせたものだと思います。(完)

文書 一——一 原文

右繪圖御書之通宝永七年寅七月、從道御奉行様三河町新

道通ニ新下水出来有来候下水朱引之通合、其右臺迄御浚ニ成、御堀

之内ニ幅甚間ニ長三間之ミ、み留メ矢来出来仕、同月十八日ニ松下權兵衛様

御寄合江右合掌へ下水落候町々名、主月行事被召呼、下水向後不滞

様ニ、弥以申合浚河仕候。尤、こみ留メ矢来修復河仕旨被仰付候。以上。

文書一——一 現代語訳

右の絵図に書いてあるとおり、宝永七年寅年の七月、道御奉行様が三河町新道に新しく出来た下水と従来からあった下水のうち、朱く線を引いたとおり、合掌までお浚いになり、また、御堀の中に幅一間で長さ三間の芥とめ矢来をおつくりになりました。そして、同月十八日に松下権兵衛様のお寄り合いへ、右の合掌へ下水を落としている町々の名主と月行事をお呼びになり、下水が今後滞らないようにさらによく申合せをして浚うように、なお又、芥とめ矢来の修理もするよう仰せ付けられました。以上。

文書 一——二 原文

右絵図裏書

表書之通、道御奉行様御寄合ニ、被仰付候ニ付立合致吟味候処、三河町
卷丁目京間百貳拾八間、同所式丁目同百三十三式間半、同所三丁目之内同十六間、
鎌倉町之内同四十間、卷尺松下町、卷丁目同四十式間七寸、同所式丁目同
八十八式間、卷尺七寸、皆川町、卷丁目同五拾壹間、式尺五寸、同所式丁目西側同
四拾九間七寸下、水落候。右合掌北方より御堀こみ留メ矢来内、迄式拾
六間之所、井こみ留メ矢来、後修復、右町々より向後立合仕替ニ相立候。
入月銀之儀、右町々間格割差出し可申候事。
右之通、此度我々立合相定候。未々迄急度相究之通、後修復可仕候。如此之
判有之絵図町々名、主方ニ、も取置候。為後日致判形置候。以上。

正徳五年未ノ二月廿三日

三河町卷丁目

月行事 善右衛門

同町式丁目

同断 平右衛門

名主 彦助

同所三丁目

十六間之 十兵衛

家主三人 清右衛門

治右衛門

名主 市左衛門

鎌倉町

月行事 治兵衛

松下町巻丁目

同断

加右衛門

同所式丁目

同断

半七

名主

平治郎

皆川町巻丁目

月行事

十右衛門

同所式丁目

同断

伊兵衛

名主

六左衛門

文書一——一 現代話語訳

右の絵図の裏書き

表書きの通り、道奉行様がお寄り合いで仰せ付けになりましたので、名主月役

が立会い吟味したところ、三河町一丁目は京間百二十八間、同所二丁目は百三十二間半、同所三丁目のうち十六間、鎌倉町のうち四十間一尺、松下町一丁目は四十二間七寸、同所二丁目は八十二間一尺七寸、皆川町一丁目は五十一間二尺五寸、同所二丁目西側は四十九間七寸、それぞれからの下水が合掌に落ちています。この合掌の北方からお堀の芥とめ矢来まで二十六間のあいだ、ならびに芥とめ矢来の修復にあたっては、今後、右の町々が立ち会ってすることに決めました。費用については、町々の間口の割合に応じて出し合うようにいたします。

右のとおり、このたび私達が立会いのうえ定めました。末ずえまで、決めたとおりきつと浚うことや修復をいたします。このように、判を押しした絵図面を町々の名主のところにも、取りそろえておきます。後々の日のために判を押ししておきます。

正徳五年未歳二月二十三日

三河町一丁目

月行事 善右衛門

以下略

文書一 原文

左心以書付申上候

一、神田御上水年番名主、鹽場町定右衛門外三人、一同申上候。御郡代

御屋敷前、神田大下水落口落込之場所、早速取掛り普請

可仕旨、今般被仰渡奉畏候。右者、武家町組合持之場所御坐

候。前々々普請等御坐候節、八年番名主方ニ而引受世話仕来

候。武家方数多、御屋敷所々引離レ有之時々御名前等相

替り候も有之、又ハ御屋敷替等被成候御方御坐候。御用筋御銘々御

掛合之儀、且又御出銀取集等甚手数等相掛り不弁利ニ御坐

候間、武家方之儀は何卒武家方御組合之内ニ而御断取御世話

被下候様仕度奉存候。左様相成候得ハ、御用筋御断取御世話

被下候御方へ、斗御掛合申候儀故、弁利宜敷御達等早速行届

置。手都合宜敷相成申候儀と奉存候。尤普請其外とも

世話仕候儀は、前々之通り年番名主共方ニ引受、世話仕可申候間、御用筋纏掛合、井出銀取集之儀、八何卒武家方之内ニ御世話被下様御況所、被仰付被下置候様仕度、此段奉願上候。以上。

寛政七卯年十月二日

神田御上水年番名主

神田蠟燭町

定右衛門

同所喜松町

源太郎

同所富山町

市藏

御普請方

同所多町式丁目

御況所

十兵衛

文書一 現代語訳

現れながら文書で申し上げます。

一、神田上水の年番名主、蠟燭町の定右衛門外三人が申し上げます。郡代屋敷の前の神田大下水の落口に下水が落ち込んでいる場所の普請にすぐに取りかかるように、このたび、御役所から申しつけられ承知いたしました。ここは、武家町の組合で管理する場所です。前々から普請などがあつたときは年番名主が引受けてまいりましたところですが、武家の数が多くお屋敷もあちこちに離れており、時々、お名前などが変わっていたり、またはお屋敷替えなどをなさるかたもございませぬ。

そのようなわけで、お役所のご用を銘々のかたに連絡したり金銭を集めたりするときに、甚だ手数がかかり不便でございませぬので、武家の関係は何卒武家の組合内で段取りをして処理していただきたく思います。そうなれば、お役所の御用を処理する担当の方へだけご連絡いたしますので、お役所のお達しなどが便利よく早く行き届いて、都合よくなることと思ひます。もつとも、普請そのほかの処理については従来どおり年番名主の方で引受け処理いたしますので、お役所

のご用の連絡や金銭の取り集めについては、何卒武家方でご処理くださるよう、お役所から武家方に仰せつけくいただきますよう、お願い申し上げます。以上。

寛政七卯年十月二日

神田御上水年番名主

神田蠟燭町

定右衛門

同所富松町

源太郎

同所富山町

市蔵

同所多町二丁目

十兵衛

御普請方

御役所

文書二二 原文

神田佐柄不町藏地本銀町会所屋敷紺屋町式丁目横町

藏地幸伯屋敷大伝馬町、

右五ヶ町月行事共一同川浚之儀八ヶ年以前 土佐守様御番

所へ御願申上候処、当四月中願之通被仰付川浚仕候処、紺屋町式丁目

横町下水落口、是迄土砂影數落込年々五ヶ町ニ浚來候処、

一林水上町々々土砂流出右川へ出洲ニ相成年々壱両式分程

ツゝも相掛り候。尤、入用ヲ水上町々ニ割合出銀致度旨、八月中

肥後守様御番処ニ奉願上、其後喜多村彦右衛門殿御掛リニテ

水上町々得者申談、出銀いたし河然哉、尤、出銀無之候へハ紺ヤ町二丁目

横町角ニ切申度旨、喜多村彦右衛門殿御札之節申立候由、右ニ

下水之差支ニモ相成殊ニ

御成御道筋且浴儀ハ不相濟儀ニ付水上町々ニモ右入用

出銀致候事ニ落口邊入念候ハ、水吐モ宜敷相成可申、且又水

上町々小間凡三十間余有之間割合候得者聊ニ候間差出河

然哉ニ候間評儀之上來ル十一日迄ニ其支配且返答ヲ可差出候。以上。

寛政九巳年

十月七日

文書二二 現代話記

神田佐柄木町蔵地、本銀町会所屋敷、紺屋町二丁目横町蔵地、幸伯屋敷、大伝馬町

右の五カ町の月行事の者一同が、川浚いについて八年以前に土佐守様の御番所へお願い申し上げたところ、その四月に願の通り仰せ付けられ、川浚いをしていきますが、紺屋町二丁目横町から下水落口に、これまで土砂が夥しく落ち込んでいます。毎年五カ町で浚ってきていますが、大体が上流の町々から流れ出す土砂のため、右の川に洲ができるほどで、年々一西二分程ずつも費用がかかります。

そこで、費用を上流の町々で分担して支出していただきたい旨、八月に肥後守様の御番所へお願い申し上げました。その後、喜多村彦右衛門殿の担当で、上流の町々へ話をし、費用を出してしかるべきと思うが、もし費用を出さない場合には、紺屋町二丁目横町の角で下水を締切りたい。しかし、それでは下水の流れの差し支えにもなり、殊に御成道へ下水が溢れてしまつては済まないことになるので、上流の町々でも右の費用を出し、特に落口を入念に浚えば、水はけもよくなるというもの。且又、上流の町々は小間およそ三十間程の割合でわずかであるから、費用を出すべきと思われる。評議の上、来る十一日迄に其の担当まで返答を差し出すように。以上。

寛政九巳年

十月七日

文書四 原文

以書付申上候

一、神田佐柄木町藏地、本銀町、金所屋敷、同所紺屋町式丁目

同横町藏地、幸伯屋敷、大伝馬場町、右五ヶ所組合川浚仕候

場所、右川内江下水落口御坐候ニ付、是迄土芥落込年々浚

入用、金卷而式分宛モ相掛リ迷惑仕候間、右下水落口統水

上、紺屋町式丁目同横町、右式ヶ所相手取去、去八月中奉願候へハ、

相手町々々返答書差上候。然ル処、当御役所ニ而御札ニ相成、

下水落口へ流入候土芥等、水上町々ニ而割合出銀可致哉。一、株水上町々へ

申談、内濟ニモ及候様被仰渡候ニ付、右下水水上町々、凡三十九ヶ町程モ有

之候ニ付、其町々家主共へ段々利解申聞候処、右三十九ヶ町之内十六ヶ町

程は、多分又ハ出銀之儀、承知仕候モ有之。外町々之儀ハ出銀迷惑

仕候旨申立候ニ付、追々申聞候ハ、承知モ可仕哉之段、先達旨申上置其

後毛段々申談候得共、承知不仕候。右不承知申立候訳ハ、右下水落口は

枝下水ニ、審ニ柳原土手通富松町之内、并御郡代屋敷裏共、

右下水落口式ケ所有之。右落口合掌井土手外、神田川迄両側

石垣共修復等之、人用差出候へハ、其余之儀新規ニ出銀仕候儀難儀

仕候旨申立候ニ付、枝下水ニ候得共、切候ハ水上水下近辺武家方へ

下水溢差支可申依て多分之町々へ割合候へハ、少し之出銀ニ相当候ニ付

再三申聞候得共、何分承知不仕候此段申上候以上

寛政十午年四月廿六日 雄子町名主重左衛門神田多町卷丁目同

權左衛門同二丁目十兵へ、同所佐柄木町同弥太郎、神田紺屋町同勘次郎、

同所平水町肝煎名主勘兵へ、本銀町同惣次郎、新草ヤ丁目定次郎、

下 本文之町役之内、紺屋町式丁目之儀ハ前々、富松町式ケ所落口、分出銀

札 割合差出、不申候ニ付、此度水上町々一回承知之上、ハ割合ニツ分差出、可申旨申之候。

文書四 現代話語訳

文書目で申し上げます。

一、神田佐柄木町蔵地、本銀町会所屋敷、同所紺屋町二丁目同横町蔵地、幸伯屋敷、大伝馬塩町

右の五カ所の組合が川を浚う場所は、川の中に下水の落口があるので、これまでに土やごみが落ち込み、毎年浚うための費用が一両二分ずつもかかり迷惑であるので、下水落口に続いている上流の紺屋町二丁目と同横町の二カ所を相手どり、去る八月お役所にお願したところ、相手の町々からお役所に返答書が差し出されました。

そこで、お役所でお調べになり、下水落口から流れ込む土やごみなどについては、上流の町々でその費用を負担すべきではないか、大体のところ上流の町々へ話をして内々に了解は得ているといわれました。この下水の上流の町々は、およそ三十九カ町ほどありますが、その町々の家主達に一軒ずつ考えを聞いたところ、三十九カ町のうち十六カ町ほどは概ね負担金について了解していましたが、そのほかの町々は負担金は迷惑であるといっています。追々説明していけば、了解もしてくれるだろうと先だってお役所に申し上げておきました。しかし、その後一軒ずつ説明をしましたが、了解しません。

了解しない訳は、この下水のの落口は枝下水で、間違ひなく柳原土手通の富松町と郡代屋敷裏の二カ所に落口があり、この落口の合掌と土手の外の神田川に至るまでの両側の石垣の修理などの費用を差し出しているので、それ以上に新たに費用を出すことはしたくないとのこと。

枝下水ではあつても締め切ると、上流の下水が下流の武家屋敷の方で溢れ、差し支えがある。従つて、応分に町々へ負担金を割り振れば少しの出費になるからと、再三説明しましたけれども、どうしても了解してくれません。

以上のとおり報告いたします。

寛政十年四月二十六日

雉子町名主重左衛門、神田多町一丁目同権左衛門、同二丁目重兵衛、同所
 佐柄木町同弥太郎、神田紺屋町同勘次郎、同所平永町肝煎名主勘兵衛、本
 銀町同惣次郎、新革屋町同定次郎。

下
 本文の町役のうち紺屋町二丁目については、前々から富松町二カ所の落口の
 負担金を差し出していないので、このたび上流の町々がこれを知った以上は、
 札
 負担金を二つ分差し出すべきであると言っています。

文書五——一 原文

一、此度神田川遭御普請有之候処、富士松町豊嶋町地先大下水、

右合掌吐口、影敷芥流出押埋り候ニ付、最初右場所度々浚

方有之候へ共、追々芥流出し忽押埋候間、右大下水吐口内之方へ町方

ニ而、芥留杭為打立外之方へハ御人用ヲ以、芥留杭打立、尤右吐口両町

持と申ニモ無之候へ共、地先之儀ニ付、組之者差出、町役人共へ申付、芥

取揚候処、大雨之節ハ別前、影敷芥流來、行届不申。右ハ其方共

支配内町方並武家方四十五軒、下水落口ニ有之組合へ入用差出、浚

揚、可然筋ニ有之候間、四ヶ年以前申年中、大下水合掌石垣等、武家方

町方組合修復有之候節之割合ヲ以、右下水落口定浚致候ハ、後年

川筋埋り遅り、浚之御趣意モ相立候間、右之趣、武家方へ申達候処、

一同存寄無之旨申聞候ニ付、以来高五十石小間一間ニ付壹ヶ年銀

貳分八厘巻毛差出都合金貳拾巻両之見積リヲ以テ定渡受負

人申付候間、得其意右割合之通巻町銀年々出銀取集メ下

水年番名主共へ相渡候様下水付六十七ヶ町家主共并柳原

土手受負人紋三郎外卷人^正申聞候様可致候。

一、勝作平次郎定次郎儀ハ下水年番之儀ニ付定渡受負人相成

之者相札可申付候。武家方ハ頭取市橋主膳頭細川長門守、

留守居方へ出銀取集メ其方共へ相渡候様申達候。町方ハ一町限り

取集メ是亦此……可差出候間、渡場所時々見廻り、諸事引受入

念取斗候様可致候。尤右川筋之儀ハ御勘定方足掛リニ有之見廻り有之節下

水落口等閑之儀有之候へハ其時宜敷御勘定方々此者共之内右場所へ

直ニ呼出し、談候儀モ可有之候間、急と相心得居候様可致候。

右之通被仰渡奉長候。為後日依如件。

文政十亥年上六月廿六日

雉子町

名主 市左衛門 頼三付

代 藤兵衛

蠟燭町

名主 新左衛門

神田多町壺丁目

同 権左衛門

頼三付

同町 式丁目

正々

同 五郎太夫

同所佐柄木町

同 弥太郎

御用三付

藤右衛門

同所紺屋町二丁目

同 勘次郎 煩ニ付

代 正次郎

同町 三丁目

名主 市之丞

樽ニ付
徳威

元岩井町

同 又四郎 煩ニ付

代 茂兵衛

本銀町会所屋敷

同 惣藏 煩ニ付

代 嘉兵衛

神田松屋町
同行奉 弥吉

横山町三丁目代地

名主 喜左衛門 頼三付

代 平次郎

豊島町

名主 六右衛門

神田久右衛門町代地

同 平右衛門

橋本町

同 源兵衛 頼三付

代 太助

神田喜松町

名主 源太郎

須田町二丁目

同 善右衛門

永審町

名主 勝作

新葦屋町

煩付 勘次郎

同 定次郎

鎌倉町

同 平次郎 煩三付

代 喜八

文書五—— 現代語訳

一、このたび、神田川通の御普請があつたが、富松町と豊嶋町の地先にある大下水の合掌の吐け口から夥しくごみが流れだし、川に埋まっていた。もともとこの場所は、たびたび浚っていたが、あとからあとからごみが流れだしたちまちま埋まってしまうので、この大下水の吐け口の内側へ町方でごみとめ杭を打ち立て、外の方は公の費用でごみとめ杭を打ち立てた。尤も、この吐け口は両町だけのものではないが、地先でもあるので組合の者を出させ、また、町役人達へも申しつけごみを取り揚げてきたが、大雨の時は特に夥しくごみが流れてきて処理しきれない状態にある。

右のような訳で、当番所の支配内の町方と武家方四十五軒の下水落口に関係する組合へ費用を差し出させ、ごみを浚い揚げるのが筋である。四年前の申年に、大下水の合掌や石垣などを武家方と町方の組合で修理した時の負担割合で、この下水落口を定期的に浚えば、後年、川筋の埋まりが遅くなり浚いの意味あいもでてくる。このような趣旨で武家方へ話をしたところ、皆依存がないとのことなので、以後、禄高五十石間口一間について、一カ年当たり銀二分八厘一毛を差し出し、合計金二拾一両の見積りで、定期的浚いを請け負いにさせることとする。

ついでには、右の割合のとおり、一町ごとの費用を毎年取り集め、下水の年番名主達へ渡すように、下水のある六十七カ町の家主達並びに柳原土手の請負人紋三郎外一人へ伝えるようにすること。

一、 勝作、平次郎、定次郎は、下水の年番なので、定期的後の請け負い人にふさわしい者をさがすことをもうしつけた。武家方は頭取の市橋主膳頭、細川長門守の留守居方へ費用を取り集め、あなた達へ渡すよう申しつけておいた。町方は一町ずつ取り集め、是もまた 差し出すことになっているので、後の場所を時々見廻り諸事万端引受け、入念に取り計らうようにすること。尤も、この川筋については勘定方の掛かりなので、勘定方が見廻った時に下水の落口がなおざりにされていた時は、勘定方からこの者達のうちのだれかをその場所へすぐに呼び出し、なおざりになっている訳を聞くこともあるので、きっとそのように心得ているようにすること。

右のとおり仰せ渡されましたので承知いたしました。後の日のためこのようにします。

文政十亥年六月二十六日

雉子町

名主 市左衛門 煩いにつき

代 藤兵衛

蠟燭町

名主 新左衛門

中間略

文書五——二 原文

前書之運筒并伊賀守様御番所於御白洲被御渡。右之
通り御受取文被御付候。尤、左之御書付同御番所ニ前御渡被成候。

卷ケ月

一、船 十艘

人足式十人と見積

此貨銀百五匁

一、武家方

四拾五軒

高合六万貳百拾八石七斗

此石高割五拾石ニ付卷ケ年

銀貳分壹厘八毛五糸

合銀貳百六拾三匁壹分五厘

一、町方六十七ヶ町並土手受負人

小間合四千五百六十卷間式尺八分

此小間高割卷間ニ付卷ヶ年

銀貳分壹厘八毛五糸

合銀九百九拾匁六分六厘九毛

式口合銀壹貫貳百六拾目

此金貳拾壹兩

六月廿六日被仰渡書、名前迄認メ

右之通被仰渡候ニ付、以来、同役申合取斗方、左之通可相心得事。

卷ヶ年

一、金貳拾壹兩

定被受負高

右は組合、武家方町方出銀、毎年七月十二月半年分宛ニ季ニ

年番掛りニ取集メ、請負人ニ可相渡候事。

但七月十二月八、二日ニ廻扶差出、同九日武家町共割合取集候積。

武家方は石高へ割付いたし、半紙敷帳ニ相綴り、手紙を添へ、

市橋様、細川様、御西所御持之分取集メ、掛り年番方へ可

被遣旨留置候。右両人ニ可申遣候事。

一、右ハ、大下水落口定檢之場所年番同役申入、毎月兩三度宛見廻

可申候事。

但、芥留杭式ヶ所打立有之候ヲ心付可申事。

一、右場所大雨之節ハ時刻不拘、年番申合、早速右場所へ見廻り、水

上ノ流来候芥等、受負人ニ申付、増人足差出、芥為取揚様可申付事。

一、御武家方割合御出銀御持参之節は、年番一同調印致御受取

書差出可申候。尤、受取書之儀ハ、上水年番仕来根合之事。

一、右定浚一件之儀ハ、文政十亥年六月中、筒井伊賀守様於細

白洲被仰渡ニ付、以来、事替之儀等有之伺之儀モ有之節ハ、右

御番所ニ御伺申上候旨、取斗可申事。

一、神田大下水年番御届之儀ハ、

御普請方御役所ニ斗来、何年誰々年番と申儀、其年之年

番ニ而、西之間切紙へ認め、一人罷出十二月廿五日限り、御届可申上事。

一、定浚受負之儀、閏月有之候共、右一ヶ年金高之通相定、定浚

受負人證人加印之受負證文取置可申事。

右之通相心得、是迄任来之通、毎年三人宛年番相勤、

左之通順番ニ相心得、都々大下水ニ付候儀ハ、年番主任取斗

可申旨、猶又申上候。

但、大久保藤兵衛、部助左衛門、片岡正藏儀ハ、格別難支配

之儀ニ付、年番相除申候事

文政十亥年閏六月

文政十亥年

子年 未

丑年 申

寅年 酉

神田大下水年番

明田 勝作

柳沢 平次郎

木村 定次郎

竹内 善右衛門

岡村 庄兵衛

村田 平右衛門

橋本 市之丞

宮辺 又四郎

石川 勘次郎

小藤 権左衛門

河津 五郎大夫

小西 喜左衛門

卯年 戌

辰年 亥

巳年

午年

佐柄木 弥太郎

齋藤 市左衛門

山本 六右衛門

飯塚 市藏

久保 伊十郎

吉村 源太郎

明田 勝作

平田 宗之助

明田 惣藏

岡本 彦左衛門

文書五—二 現代証詁訳

前書きの通り、筒井伊賀守様が御番所のお白洲で仰せ渡しになり、右のとおりのお受け証文を差し出すよう仰せ付けられました。そしてまた、左のお書きつけを御番所でお渡しになりました。

一カ月

一、船 十艘 人足二十人と見積

この賃金は銀百五匁

一、武家方 四十五軒

禄高合わせて六万二千八十七石七斗

この石高の割合は、五十石に付一カ年銀二分一厘八毛五糸

合計、銀二百六十三匁一分五厘

一、町方六十七カ町並びに土手請負人

間口合せて四千五百六十一間二尺八分

この間口の負担割合は、一間に付一カ年銀二分一厘八毛五糸

合計、銀九百九十匁六分六厘九毛

二口を合わせると、銀一貫二百六十匁

この金二十一両

六月二十六日に仰せ渡されたことを書き、名前もしたためました。

右のとおり仰せ渡されましたので、以後、同役の者が申し合わせて、左のとおり取り計らうようにすること。

一カ年

一、金二十一両

定期的浚いの請け負い金額

右の金額は、武家方と町方の組合の負担金を、毎年七月と十二月に半年分ずつ二期にわけて年番が取り集め、請負人へ渡すこと。

ただし、七月と十二月は二日に廻状を差し出して、その月の九日に武家方町方とも、負担金を取り集めるように。武家方は石高に割り付けし、半紙を豎帳に綴り手紙を添えて、市橋様と細川様のお二人が担当している分を取り集め、かかりの年番へ渡すべく、あずかっておくようにと二人に伝えておくこと。

一、右の大下水落口の定浚の場所は、年番同役が申し合わせて毎月二三度ずつ、見廻ること。

ただし、ごみとめ杭が二カ所打ち立ててあることを、心得ておくこと。

一、大雨の時は、時刻にかかわらず年番が申し合わせ、すぐに右の場所を見廻り、上流から流れてくるごみなどを、請負人に申しつけて人足を増やしてごみを取り揚げるようにすること。

一、 武家方が負担金を持参したときは、年番がそろって調印して受取書を差し出すこと。尤も、受取書については上水年番のものと同じにすること。

一、 右の定期的浚いの件については、文政十亥年六月に筒井伊賀守様がお白洲で仰せ渡しになったことなので、以後、内容を変える必要があったり疑問が生じた場合は、右の御番所へお伺い申し上げるようになすこと。

一、 神田大下水の年番の届け出については、御普請方御役所へだけ来て、何年は誰々が年番であるということをし、その年の年番が西の間の切紙に記入し、十二月二十五日までに一人が出頭し届け出ること。

一、 定期的浚いの請け負いについては、閏月のある年であっても右の一カ年の金額のとおりとさだめるので、定期的浚いの請負人と証人が押印した請け負い証文をとっておくこと。

右のとおりに心得て、これまでできてきたとおり毎年三人ずつ年番を勤め、左のとおりの順番で、すべて大下水に関することは年番主役が取り計らうように、あらためて申合せました。

ただし、大久保藤兵衛、岡部助左衛門、片岡正蔵については、離れ支配であるので、別格として年番から除きました。

文政十亥年閏六月

神田大下水年番

——以下略——

文書五——二 原文

一、此度神田川御浚出来仕候ニ付、神田大下水、富松町合、臺落口へ、
竹木芥等押流出候ニ付、御武家方町方組合へ定浚被仰付、右浚
賃錢一ヶ年分、金廿壹両ニ而、受負申上候仕様左之通。

一、竹木芥積定船 但一ヶ月分 十艘

一、定浚人足 右同断 廿人

一、芥留杭 末口三寸五分 杉丸太
長サ 貳間

但、下水巾八尺之処、十八本二重打立

一、高張挑灯 壹張

一、手張挑灯 貳張

右八、一ヶ年定船十艘人足廿人と見積仕候得共、夜中ニ不限雨天之

節八、早速龍出芥浚揚、而毛川中へ流出不申様取斗大雨之

之節八、自然と竹木芥等夥數押流来候ニ付、早速人足相増浚

揚ケ船積仕候へハ見積之外、船人足等モ相掛ケ、水行之障ニ不相成様、別入念渡取可申候。勿論、雨違之節ハ、自と芥等モ流來候儀モ少ク、船數人足等モ相掛リ不申候事故以、等閑之儀ハ一切不仕時々見廻リ御家内斗無之様、人足共へモ精々申付置志、ツミ芥迄モ為相渡可申候。且芥留杭朽損候歟、又ハ押多をし候節ハ、早速相直打建、其段御届ケ可申上。尤、諸道具人足定船共一式御受負、入念仕候。且又利右衛門不行届儀モ御坐候ハ、證人善二郎引受無御差支相動可申候。受負金之儀、七月十二月兩度ニ御渡被下候旨、承知仕候。已上。

文政十亥年壬子六月

神田仲町二丁目善二郎店

受負人 利右衛門

證人 善二郎

大下水

御年番中様

文書五——二二 現代話詠

一、このたび神田川の浚渫をするについて、神田天下水の富松町合掌落口へ竹木やごみなどが押し流されて出るため、武家方と町方の組合へ定期的浚いが仰せ付けられました。この浚渫の費用、一カ年分金二十一両で請け負います。その仕様は左のとおりです。

一、竹木ごみ積定船 但し一カ月分 十艘

一、定浚人足 右同断 二十人

一、ごみとめ杭 木口 三寸五分
長さ 二間 杉丸太

但し下水幅八尺の所に十八本二重に打立

一、高張挑灯 一張

一、手張挑灯 二張

右は、一カ年定船十艘、人足二十人と見積りましたが、夜中に限らず雨天の時は、すぐに出向いてごみを浚いあげ、わずかでも川の中へ流れ出ないように取り計らいます。大雨の時は自然と竹木やごみなどが夥しく流れて来ますので、すぐに人足を増やし、ごみを浚い揚げ船積みいたしますが、これには見積り以外の船や人足なども動員して、水の流れの支障にならないように、特に念をいれて浚い取ります。

勿論、雨の降らない時は、自ずとごみなども流れてくるのが少なく、船数や人足なども掛かりませんが、だからといってなおざりにすることは一切なく、

時々見廻り、引きこもってばかりいないよう、人足達へもよくよく申しつけておき、沈んでいるごみまでも浚いとります。その上、ごみとめ杭が腐ったり損傷したりするするか、又は倒れているときは、すぐに建て直してそのことをお届け申し上げます。

なお、諸道具や人足、定船共一式は、請負人が念を入れて用意します。

また、利右衛門に行き届かないところがあつた場合は、証人の善次郎が引受けお差し支えないようにいたします。

請負金については、七月と十二月の二回にわけてお渡し下さるときいております。以上。

文政十亥年閏六月

神田仲町二丁目善二郎店

請負人 利右衛門

証人 善二郎

大下水

御年番中様